

	対 象 施 設	対象となる設置者	整 備 区 分
1	障害福祉サービス事業所 (療養介護、生活介護、 自立訓練、就労移行支援 及び就労継続支援を行う 施設に限る。)	障害者総合支援法第79条第2 項に基づき事業を実施する法人 (社会福祉法人、医療法人、日本 赤十字社、公益社団法人、一般社 団法人、公益財団法人、一般財団 法人、NPO法人、営利法人等。 以下「社会福祉法人等」という。)	<ul style="list-style-type: none"> ・創設 ・増築 ・改築 ・大規模修繕等 ・スプリンクラー設備等整備 ・老朽民間社会福祉施設整備 ・避難スペース整備
2	障害者支援施設	地方税法(昭和25年法律第 226号)第348条第2項第 10の6号及び第10の7号の 規定により固定資産税を課され ないこととされている法人 (社会福祉法人、日本赤十字社、 公益社団法人又は公益財団法人 等。医療法人を除く。)	
3	居宅介護事業所 (居宅介護、重度訪問介 護、同行援護及び行動援 護を行う施設。)	社会福祉法人等	<ul style="list-style-type: none"> ・創設 ・増築 ・改築 ・大規模修繕等 ・避難スペース整備(居宅介 護事業所及び相談支援事業 所を除く。)
4	短期入所事業所		
5	就労定着支援事業所		
6	自立生活援助事業所		
7	共同生活援助事業所		
8	相談支援事業所		
9	福祉ホーム	社会福祉法人等	<ul style="list-style-type: none"> ・大規模修繕等 ・スプリンクラー設備等整備
10	児童発達支援事業所	社会福祉法人等	<ul style="list-style-type: none"> ・創設 ・増築 ・改築

11	放課後等デイサービス事業所		<ul style="list-style-type: none"> ・大規模修繕等 ・スプリンクラー設備等整備 ・避難スペース整備
12	居宅訪問型児童発達支援事業所	社会福祉法人等	<ul style="list-style-type: none"> ・創設 ・増築 ・改築 ・大規模修繕等 ・避難スペース整備
13	保育所等訪問支援事業所	社会福祉法人等	
14	障害児相談支援事業所	社会福祉法人等	

【障害者】

整備区分	整備内容
創設	新たに施設を整備すること。
増築	既存施設の現在定員の増員を図るための整備をすること。
改築	既存施設の現在定員の増員を行わないで改築整備（一部改築及び耐震化等整備を含む。）をすること。
大規模修繕等	既存施設について平成17年10月5日社援発第1005006号厚生労働省社会・援護局長通知「社会福祉施設等施設整備における大規模修繕等の取扱いについて」及び平成28年11月18日社援発第1118第3号厚生労働省社会・援護局長通知「障害者支援施設等における防犯対策等の強化に係る整備について」により整備をすること。
スプリンクラー設備等整備	平成17年10月5日社援発第1005007号厚生労働省社会・援護局長通知「社会福祉施設等施設整備費におけるスプリンクラー設備等の取扱いについて」により整備をすること。
老朽民間社会福祉施設整備	社会福祉法人が設置する施設について平成17年10月5日社援発第1005005号厚生労働省社会・援護局長通知「老朽民間社会福祉施設の整備について」により改築整備（一部改築を含む。）をすること。
避難スペース整備	平成25年2月26日障発0226第4号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知「社会福祉施設等施設整備費における在宅障害者向け避難スペース整備の取扱いについて」により避難スペース整備をすること。

【障害児】

整備区分	整備内容
創設	新たに施設を整備すること。
増築	既存施設の現在定員の増員を図るための整備をすること。
改築	既存施設の現在定員の増員を行わないで改築整備（一部改築を含む。）をすること。
大規模修繕等	既存施設について令和5年子ども家庭庁成育局長通知「次世代育成支援対策施設整備交付金における大規模修繕等の取扱いについて」により整備をすること。
スプリンクラー設備等整備	令和5年子ども家庭庁成育局長通知「次世代育成支援対策施設整備交付金におけるスプリンクラー設備等の取扱いについて」により整備をすること。
避難スペース整備	令和5年子ども家庭庁成育局長通知「次世代育成支援対策施設整備交付金における在宅障害児向け避難スペース整備の取扱いについて」により避難スペース整備をすること。